

○用語の定義に関する訓令

昭和37年 5 月 7 日

高知県警察本部訓令第 9 号

改正 昭和40年 3 月 30日 高知県警察本部訓令第 6 号  
昭和41年 3 月 31日 高知県警察本部訓令第 4 号  
昭和41年 4 月 14日 高知県警察本部訓令第 5 号  
昭和42年 12月 27日 高知県警察本部訓令第24号  
昭和43年 6 月 28日 高知県警察本部訓令第14号  
昭和44年 3 月 28日 高知県警察本部訓令第 8 号  
昭和44年 11月 26日 高知県警察本部訓令第17号  
昭和46年 3 月 5 日 高知県警察本部訓令第 2 号  
昭和48年 3 月 23日 高知県警察本部訓令第 4 号  
昭和50年 4 月 1 日 高知県警察本部訓令第 4 号  
昭和50年 5 月 1 日 高知県警察本部訓令第 6 号  
昭和53年 6 月 1 日 高知県警察本部訓令第 7 号  
昭和53年 6 月 20日 高知県警察本部訓令第 9 号  
昭和54年 3 月 16日 高知県警察本部訓令第 8 号  
昭和55年 3 月 27日 高知県警察本部訓令第 9 号  
昭和55年 7 月 28日 高知県警察本部訓令第13号  
昭和56年 3 月 24日 高知県警察本部訓令第 6 号  
昭和57年 4 月 12日 高知県警察本部訓令第 9 号  
昭和57年 7 月 29日 高知県警察本部訓令第14号  
昭和58年 3 月 16日 高知県警察本部訓令第 3 号  
昭和59年 3 月 21日 高知県警察本部訓令第 6 号  
昭和60年 3 月 29日 高知県警察本部訓令第 9 号  
昭和61年 3 月 25日 高知県警察本部訓令第 7 号  
昭和62年 3 月 9 日 高知県警察本部訓令第 6 号  
平成元年 4 月 27日 高知県警察本部訓令第 9 号  
平成 3 年 3 月 19日 高知県警察本部訓令第12号  
平成 3 年 12月 24日 高知県警察本部訓令第26号  
平成 4 年 3 月 18日 高知県警察本部訓令第 9 号  
平成 4 年 7 月 23日 高知県警察本部訓令第16号  
平成 5 年 3 月 15日 高知県警察本部訓令第 3 号  
平成 6 年 4 月 1 日 高知県警察本部訓令第 7 号  
平成 7 年 1 月 30日 高知県警察本部訓令第 3 号

平成9年3月31日高知県警察本部訓令第4号  
平成10年3月31日高知県警察本部訓令第4号  
平成11年4月20日高知県警察本部訓令第8号  
平成11年8月20日高知県警察本部訓令第12号  
平成12年6月16日高知県警察本部訓令第13号  
平成13年9月3日高知県警察本部訓令第10号  
平成14年6月27日高知県警察本部訓令第16号  
平成15年2月24日高知県警察本部訓令第4号  
平成15年4月1日高知県警察本部訓令第10号  
平成15年6月2日高知県警察本部訓令第15号  
平成15年10月1日高知県警察本部訓令第20号  
平成16年4月1日高知県警察本部訓令第6号  
平成17年4月1日高知県警察本部訓令第5号  
平成18年4月1日高知県警察本部訓令第4号  
平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号  
平成19年3月27日高知県警察本部訓令第12号  
平成20年3月24日高知県警察本部訓令第12号  
平成20年6月24日高知県警察本部訓令第18号  
平成21年3月27日高知県警察本部訓令第7号  
平成22年3月26日高知県警察本部訓令第2号  
平成22年9月28日高知県警察本部訓令第15号  
平成22年10月29日高知県警察本部訓令第18号  
平成23年2月10日高知県警察本部訓令第2号  
平成23年4月1日高知県警察本部訓令第17号  
平成24年3月23日高知県警察本部訓令第2号  
平成25年3月29日高知県警察本部訓令第5号  
平成26年3月17日高知県警察本部訓令第7号  
平成27年2月19日高知県警察本部訓令第5号  
平成27年3月26日高知県警察本部訓令第9号  
平成28年3月25日高知県警察本部訓令第9号  
平成29年4月1日高知県警察本部訓令第16号  
平成30年3月30日高知県警察本部訓令第6号  
平成31年3月27日高知県警察本部訓令第11号  
平成31年4月1日高知県警察本部訓令第14号  
令和2年3月13日高知県警察本部訓令第1号

令和4年3月29日高知県警察本部訓令第10号

令和5年3月22日高知県警察本部訓令第6号

令和6年3月26日高知県警察本部訓令第4号

警察本部

警察署

訓令、通達等に用いる用語で、次の表の左欄に掲げるものは、別に定めのある場合を除き、それぞれ右欄に掲げる意味に用いるものとする。

用語	定義
公安委員会	高知県公安委員会
府県警察	都道府県警察
県警察	高知県警察
県本部	高知県警察本部
部	警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部
警察学校	高知県警察学校
課	警察本部の課、科学捜査研究所、運転免許センター、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校
科捜研	警察本部刑事部科学捜査研究所
免許センター	警察本部交通部運転免許センター
交機隊	警察本部交通部交通機動隊
高速隊	警察本部交通部高速道路交通警察隊
自ら隊	自動車警ら隊
鉄警隊	鉄道警察隊
通告センター	交通反則通告センター
部課	警察本部の部、課、科学捜査研究所、運転免許センター、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校
情報通信部	中国四国管区警察局四国警察支局高知県情報通信部
署	警察署
分庁舎	高知東警察署本山警察庁舎、南国警察署香南警察庁舎、南国警察署香美警察庁舎、土佐警察署いの警察庁舎及び中村警察署清水警察庁舎
所属	警察本部の課、科学捜査研究所、運転免許センター、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校並びに警察署
所在地	警察署所在地
公安委員(長)	高知県公安委員会委員(長)

本部長	高知県警察本部長
部長	警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、総務参事官、地域参事官及び人身安全対処参事官
参事官	警務部参事官、生活安全部参事官、刑事部参事官、交通部参事官及び警備部参事官
警察学校長	高知県警察学校長
免許センター長	警察本部交通部運転免許センター長
課長	警察本部の課長、科学捜査研究所長、運転免許センター長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、警察学校長、警務管理官、監察官、術科指導官、少年サポートセンター所長及び危機管理官
科捜研所長	警察本部刑事部科学捜査研究所長
交機隊長	警察本部交通部交通機動隊長
高速隊長	警察本部交通部高速道路交通警察隊長
部課長	警察本部の部長、首席監察官、総務参事官、地域参事官、人身安全対処参事官、参事官、組織基盤強化センター長、警察本部の課長、科学捜査研究所長、運転免許センター長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長、警察学校長、警務管理官、監察官、術科指導官、少年サポートセンター所長及び危機管理官
情報通信部長	中国四国管区警察局四国警察支局高知県情報通信部長
所属長	警察本部の課長、科学捜査研究所長、運転免許センター長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び警察学校長並びに警察署長
署長	警察署長
副署長	警察署副署長
副署長等	副署長、警察署次長及び庁舎長
次長	警察本部の課次長、運転免許センター次長、科学捜査研究所副所長、交通機動隊副隊長、高速道路交通警察隊副隊長、機動隊副隊長及び警察学校副校長並びに警察署次長
次長等	次長、監察補佐官、副署長、庁舎長、広報官、取調べ監督室長、公安委員会事務室長、総務企画官、会計調査官、会計監査室長、会計企画官、装備施設管理官、機動装備隊長、営繕指導官、給与・人事調査官、安全運転指導室長、上席師範、警察史編さん室長、企画調査官、被害者支援室長、警察総合相談室長、訟務官、厚生

	調査官、デジタル化推進室長、照会センター所長、適正捜査指導官、地域安全対策推進室長、許可等事務担当室長、地域管理官、地域調査官、職務質問指導官、自動車警ら隊長、通信指令指導官、少年事件指導官、少年補導官、少年サポートセンター副所長、児童虐待対策官、サイバー犯罪対策官、告訴・告発センター長、刑事企画指導官、取調べ指導官、告訴・告発副センター長、捜査支援室長、犯罪統計調査官、広域捜査官、検視官、性犯罪捜査指導官、組織窃盗対策官、機動捜査隊長、情報収集管理官、意見聴取官、保護対策官、犯罪組織総括情報官、組織犯罪対策指導官、企業対象暴力事犯指導官、特殊詐欺捜査室長、鑑識技術調査官、専門研究員、交通管理調査官、交通企画官、交通マナーアップ推進室長、高齢者交通安全対策官、交通安全教育指導官、通告官、交通指導官、自転車等交通指導取締対策室長、被害者連絡調整官、交通事故事件捜査統括官、交通管制官、交通規制官、都市交通対策官、聴聞官、安全運転支援室長、講習指導官、警備調査官、警備管理官、外事情報室長、航空隊長、災害対策室長及び航空隊副隊長
課長補佐等	課長補佐、所長補佐、隊長補佐、中隊長、校長補佐、特別捜査班長、会計指導官、師範、情報技術官、鉄道警察隊長、自動車警ら隊副隊長、通信指令官、告訴・告発対応担当官、広域機動捜査班長、機動捜査隊副隊長、告訴専門官、実態解明班長、鑑識指導官、機動鑑識班長、総括主任研究員、交通事故分析官、交通事故統計官及び通告補佐官
交番所長等	交番の所長、駐在所の所長及び警備派出所の所長
職員	高知県警察職員
一般職員	警察官以外の職員
幹部	巡査部長以上の警察官及び主任以上の一般職員
所管区警察官	署所在地、交番及び駐在所に勤務する地域警察官
県条例	高知県条例
県規則	高知県規則
県告示	高知県告示
人事委員会規則	高知県人事委員会規則
公安委員会規則	高知県公安委員会規則
公安委員会規程	高知県公安委員会規程

公安委員会告示	高知県公安委員会告示
本部告示	高知県警察本部告示
本部訓令	高知県警察本部訓令

付 則

この訓令は、昭和37年5月7日から施行する。

付 則(昭和40年3月30日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則(昭和41年3月31日高知県警察本部訓令第4号抄)  
(施行期日)

1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

付 則(昭和41年4月14日高知県警察本部訓令第5号)

この訓令は、昭和41年4月14日から施行する。

付 則(昭和42年12月27日高知県警察本部訓令第24号)

この訓令は、昭和43年1月1日から施行する。

付 則(昭和43年6月28日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

付 則(昭和44年3月28日高知県警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

付 則(昭和44年11月26日高知県警察本部訓令第17号)

この訓令は、昭和44年11月26日から施行し、昭和44年11月1日から施行する。

[以下略]

付 則(昭和46年3月5日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、昭和46年3月5日から施行する。

付 則(昭和48年3月23日高知県警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和48年3月24日から施行する。〔以下略〕

付 則(昭和50年4月1日高知県警察本部訓令第4号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月1日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則(昭和53年6月1日高知県警察本部訓令第7号)

この訓令は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則(昭和53年6月20日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、昭和53年6月20日から施行する。

附 則(昭和54年3月16日高知県警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和54年3月16日から施行する。

附 則(昭和55年3月27日高知県警察本部訓令第9号)  
この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年7月28日高知県警察本部訓令第13号)  
この訓令は、昭和55年7月28日から施行する。

附 則(昭和56年3月24日高知県警察本部訓令第6号)  
この規程は、昭和56年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(昭和57年4月12日高知県警察本部訓令第9号)  
この訓令は、昭和57年4月12日から施行し、昭和57年3月20日から適用する。

附 則(昭和57年7月29日高知県警察本部訓令第14号)  
この訓令は、昭和57年7月29日から施行する。

附 則(昭和58年3月16日高知県警察本部訓令第3号)  
この訓令は、昭和58年3月16日から施行する。

附 則(昭和59年3月21日高知県警察本部訓令第6号)  
この訓令は、昭和59年3月21日から施行する。

附 則(昭和60年3月29日高知県警察本部訓令第9号)  
この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月25日高知県警察本部訓令第7号)  
この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年3月9日高知県警察本部訓令第6号)  
この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年4月27日高知県警察本部訓令第9号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月19日高知県警察本部訓令第12号)  
この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月24日高知県警察本部訓令第26号)  
この訓令は、平成4年1月1日から施行する。

附 則(平成4年3月18日高知県警察本部訓令第9号)  
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年7月23日高知県警察本部訓令第16号)  
この訓令は、平成4年7月23日から施行する。

附 則(平成5年3月15日高知県警察本部訓令第3号)  
この訓令は、平成5年3月22日から施行する。

附 則(平成6年4月1日高知県警察本部訓令第7号)  
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年1月30日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成7年2月1日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

附 則(平成9年3月31日高知県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日高知県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年4月20日高知県警察本部訓令第8号)

この訓令は、平成11年4月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(平成11年8月20日高知県警察本部訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年6月16日高知県警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成12年6月16日から施行し、同年4月1日から適用する。〔以下略〕

附 則(平成13年9月3日高知県警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成13年9月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(平成14年6月27日高知県警察本部訓令第16号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成16年4月1日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日高知県警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日高知県警察本部訓令第4号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月20日高知県警察本部訓令第2号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令の様式は、この訓令による改正後の訓令の規定にかかわらず、所要の修正を加え、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成19年3月27日高知県警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日高知県警察本部訓令第12号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月24日高知県警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日高知県警察本部訓令第7号抄)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月28日高知県警察本部訓令第15号)

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成22年10月29日高知県警察本部訓令第18号)

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則(平成23年2月10日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成23年2月21日から施行する。

附 則(平成23年4月1日高知県警察本部訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月23日高知県警察本部訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日高知県警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月17日高知県警察本部訓令第7号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月19日高知県警察本部訓令第5号)

この訓令は、平成27年2月20日から施行する。

附 則(平成27年3月26日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月25日高知県警察本部訓令第9号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日高知県警察本部訓令第16号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日高知県警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日高知県警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日高知県警察本部訓令第14号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月13日高知県警察本部訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月29日高知県警察本部訓令第10号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月22日高知県警察本部訓令第6号)  
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月26日高知県警察本部訓令第4号)  
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。